

## 第56号議案

阪神間都市計画事業芦屋西部第二地区震災復興土地区画整理事業施行規程を廃止する条例の制定について

阪神間都市計画事業芦屋西部第二地区震災復興土地区画整理事業施行規程を廃止する条例を別紙のように定める。

令和2年8月31日提出

芦屋市長 伊藤 舞

### 提案理由

阪神間都市計画事業芦屋西部第二地区震災復興土地区画整理事業施行規程を廃止するため、この条例を制定しようとするもの。

芦屋市条例第 号

阪神間都市計画事業芦屋西部第二地区震災復興土地区画整理事業施行規程を廃止する条例

阪神間都市計画事業芦屋西部第二地区震災復興土地区画整理事業施行規程（平成10年芦屋市条例第4号）は、廃止する。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

## 参 照

阪神間都市計画事業芦屋西部第二地区震災復興土地区画整理事業施行規程を廃止する条例要綱

### 1 制定の趣旨

阪神間都市計画事業芦屋西部第二地区震災復興土地区画整理事業施行規程を廃止するため、この条例を制定しようとするもの。

### 2 制定の内容

阪神間都市計画事業芦屋西部第二地区震災復興土地区画整理事業施行規程の廃止

### 3 施行期日

公布の日

## 1 事業の経過

芦屋西部第二地区は、西側及び南側は神戸市に隣接し北側は国道2号に面した区域で、震災前は国道2号沿いに小規模の店舗が立地するほかは低層の戸建て住宅を中心として利用されてきた。しかしながら、平成7年1月17日の阪神・淡路大震災により、本市の中で最も大きな被害を受けた区域となった。

このような状況を踏まえ、良好な住宅市街地の再生と防災性の向上を図るために、土地区画整理事業により快適で安全なまちづくりを行うこととし、平成10年3月26日に事業計画の決定公告を行い、本事業が開始された。

その後、建物移転や宅地・公共施設の整備に取り組み、平成17年2月25日に兵庫県知事が換地処分公告を行った。現在に至るまで清算事務を行ってきたが、この度、清算事務が完了したため、施行規程を廃止するに至ったものである。

## 2 事業の概要

名 称	阪神間都市計画事業芦屋西部第二地区震災復興土地区画整理事業
区 域	芦屋市津知町及び川西町の各一部
施 行 者	芦屋市
計画決定年月日 (当初)	平成9年12月5日 (平成7年3月17日)
事業認可年月日 (当初)	平成16年9月1日 (平成10年3月26日)
換地処分年月日	平成17年2月25日
事業期間	平成10年3月26日から平成27年3月31日まで
事業費	約90.8億円
施行面積	約10.7ha

### 3 事業区域図

